

協議事項 地域支えあい交通（自家用有償旅客運送）の更新登録申請について

更新登録申請

協議内容	自家用有償旅客運送の更新登録
目的	越前市坂口地区、白山地区にて運行している自家用有償旅客運送において、令和8年6月30日をもって登録の有効期間の満了を迎えることから、引き続き運行するために更新登録を行い、住民の移動手段を確保したい。
登録番号	中福交第11号
種別	交通空白地有償運送
現登録の有効期間	令和6年7月1日から令和8年6月30日（2年間）
更新後の有効期間	令和8年7月1日から令和11年6月30日（3年間）
更新後、3年の有効期間を付与するための条件	令和6年7月1日（運行開始日）からの過去2年間の間で①～③のいずれにも該当しないこと。 ① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故（いわゆる重大事故）を引き起こしていないこと ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと ⇒①②③のいずれにも該当しない
申請書（案）	別紙のとおり

令和 8 年 月 日

中部運輸局 福井運輸支局長 殿

名 称 越前市
住 所 越前市府中一丁目 1 3 - 7
代表者の氏名 越前市長 平林 透

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
名称：越前市
住所：越前市府中一丁目 1 3 - 7
代表者の氏名：越前市長 平林 透
2. 登録番号
中福交第 1 1 号
3. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
越前市内全域	<ul style="list-style-type: none">・発着地又は発地若しくは着地のいずれかが坂口地区（湯谷町、中山町、下別所町、勾当原町、中津原町、下中津原町）内であること。・発着地は、坂口公民館、各利用者の自宅、小売店、公共施設、病院及び公共交通の駅や停留所に限る。・発着地又は発地若しくは着地のいずれかが白山地区（都辺町・上杉本町、

	<p>二階堂町、千合谷町、菖蒲谷町、堀町、土山小谷町、安戸町、米口仏谷町、丸岡町、沓掛町、上黒川町、下黒川町、安養寺町、曾原町、粟野町、小杉町、牧町、若須町、中野町、萩原町、鴉ヶ平町) 内であること。</p> <p>・発着地は、白山公民館、各利用者の自宅、小売店、公共施設、病院及び公共交通の駅や停留所に限る。</p>
--	---

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
サポートさかぐち	越前市湯谷町24-18-1
サポートしらやま	越前市都辺町36-84

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
サポ ー ト さ か ぐ ち	保有	0		1 (0)		1 (0)	
	持込	0	※	0 (0)	※	0	※
	合計	0		1		1	
サポ ー ト し ら や ま	保有	0		1 (0)		1 (0)	
	持込	0		0 (0)	※	0 (0)	※
	合計	0		1		1	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

<p>坂口地区（湯谷町、中山町、下別所町、勾当原町、中津原町、下中津原町）に居住する住民で、事前登録した者</p> <p>白山地区（都辺町・上杉本町、二階堂町、千合谷町、菖蒲谷町、堀町、土山小谷町、安戸町、米口仏谷町、丸岡町、沓掛町、上黒川町、下黒川町、安養寺町、曾原町、粟野町、小杉町、牧町、若須町、中野町、萩原町、鴉ヶ平町）に居住する住民で、事前登録した者</p> <p>市や地域団体が実施する地域活性化事業等への参加者（白山地区に限る）</p>

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

【坂口地区】

大人 : 500円／往復
250円／片道

中学生以下 : 200円／往復
100円／片道

※引率する教員又は保護者を含む

回数券 : 2,500円（片道11回分）※大人のみ

【白山地区】

大人 : 2,000円／往復
1,000円／片道

高校生以下 : 1,000円／往復
500円／片道

割引 : 白山地区住民一律500円／往復

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類